



(1) 法は「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない」として不利益変更禁止の原則を定めている（法第56条）。そして法は、いったん開始された保護を停止又は廃止する場合について3つの場面しか想定していない。すなわち、①要保護性が消滅した場合（法第26条）、②指導指示等に違反した場合（法第62条第3項）、③立入調査を拒否し又は検診命令に違反した場合（法第28条第4項）だけである。本件においては、請求人は、処分庁の指導指示等に違反したことはなく（②）、立入調査を拒否したことも、検診命令に違反したこともない（③）。したがって、①請求人の要保護性が消滅したかどうかが問題となる。

請求人は平成21年1月頃から体調不良のため働いておらず、現在、医師からは稼働不能と診断されている。また、現在の預貯金は残りわずかであり、手持金はほとんどない。これまでの処分庁による法に基づく調査においても、請求人に資産及び収入がないことは明らかとなっている。資産及び収入の状況からすれば、■■■■市における最低生活基準（法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定めている「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）のことと解される。以下同じ。）を下回っていることは明らかであり、また、請求人に能力・資産の不活用はない。

(2) 請求人は、退院後も■■■■（■■■■のことをいう。以下同じ。）を■■■■受けなければ生命の危険がある状況にある。請求人は重度心身障害者医療費受給資格者証と特定疾病療養受領証を保持しているものの、自己負担がある。しかもいったん2,500円を支払った後に1,500円が戻ってくるという仕組みになっており、上記のとおり、収入がなく、手持金のない請求人は、2,500円の医療費（■■■■費用）ですら支払うことができない。薬局にも未払の代金がたまっていつている状態である。このままでは、■■■■を受けることができず、生命の危険にさらされてしまう。したがって、請求人が依然として急迫状態にあることは明らかである。

請求人は家賃を払えるだけの資力がないため、やむなくボランティア団体の管理する建物（もともとは無料低額宿泊所であった建物）に居させてもらっている状態である。同所は、あくまでも一時的に住まいを提供する施設であって、本来長期間滞在することを予定しているものではない。しかも、同所を管理するボランティア団体（支援者）も資金が枯渇している状態にあり、請求人に対して、住居を提供できなくなるおそれがある。そうなった場合は、請求人は、路上生活者とならざるを得ない。このことからしても、請求人が依然として急迫状態にあることは明らかである。

処分庁は、請求人に、入院中だけ保護を認め、退院すれば即、保護廃止としていることから分かるように、「退院したら急迫性がなくなる」と考えているようであるが、これは全くの誤りである。在宅であっても、手持金がなくすぐに食べられなくなる状況は、社会通念上放置できない状況であることはいままでもない。その上、病院にいる間は病状にあわせた食事が準備され、空調もコントロールされた空間で療養することができる。実際、請求人は、入院中は、カロリー制限と蛋白の制限を受けていた。しかし、退院後は自力で■■■■を続けなければならないし、家具すらまともに揃っ

ていない家で生活しなければならない。「入院していない限り急迫性はない」との考えは処分庁独自の適正でない解釈にすぎない。

請求人は、現在、もと無料低額宿泊所だった部屋に1人で暮らしているが、その家の管理費用はボランティア団体（支援者）が支払っている。また、                    にかかる医療費は、病院に頼み込んで支払を待ってもらっている状態である。食事も、ボランティア団体（支援者）から何とか提供してもらっている状態である。

しかし、念のため付言するが、このような支援は請求人の権利でもなんでもなく、請求人には支援者がいるから急迫状況ではないといえるものではない。請求人の窮状を見るに見かねたボランティア団体の人々の援助で（最低限度以下であるが）、請求人はかろうじて生存を維持できているのである。急迫状況にある請求人に対しては、本来行政の責任で保護をおこなわなければならないところ（法第25条）、処分庁は無責任にも民間人に肩代わりさせ続けているにすぎない。

請求人には急迫性があるのであり、それを民間人の負担でカバーさせ続けて処分庁を免責することは許されない。

## 2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるというものであって、その理由は次のとおりである。

(1) 急迫状況とは、「生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫した場合」と定義されている。請求人は入院治療により                    を開始し、通常の社会生活を送ることができる程度に回復し退院した。これにより「生存が危うい場合」ないし「状況が切迫した場合」にないことは明らかである。したがって、急迫保護の要保護性は消滅したといえる。

(2) 請求人は、処分庁が平成      年  月  日付けでなした生活保護申請却下処分の取消しを求める訴訟を提訴し現在係属中であるが、同時に起こした仮の義務付け申立事件については福岡高等裁判所宮崎支部にて即時抗告が棄却されている。この棄却理由によれば、「また、抗告人は、      機能をはじめ、その健康状態が著しく悪化しており、無条件での生活保護の開始及び実施が認められなければ、抗告人に償うことのできない損害が生じる旨を主張するが、（中略）処分庁は抗告人から保護申請がなされた際に、同人の病状等をその都度調査し、保護を必要とすべき急迫状況が認められる場合には適宜の保護を実施している」、「抗告人がいまだ暴力団員として認定されている以上、処分庁による、急迫状況にある場合に保護場面を限定するという取扱いは、基本的に本件通知（平成18年3月30日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に添うものであり、裁量権の範囲内というべきである」と認めている。

もし、引き続きの保護が必要であれば、通常的生活保護の手続により要否判定することとなる。

### 3 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論の趣旨は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 法第4条第3項にいう「急迫した事由がある場合」とは、「生存が危くされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合」とされている（小山進次郎「改訂増補 生活保護法の解釈と運用」（以下「解釈と運用」という。）122頁）。ちなみに、法第4条第3項は、「必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定しているが、法第25条第1項が「保護を開始しなければならない」と規定していることから、法第4条第3項の急迫事由による保護も義務的なものであることには全く争いが無い。

この点について、処分庁は、請求人は入院治療により[ ]を開始し、通常 of 社会生活を送ることができる程度に回復し退院したことにより「生存が危うい場合」ないし「状況が切迫した場合」にないことは明らかであるとしている。

しかしながら、以下に述べるとおり、処分庁の評価（あてはめ）は誤りである。

- ア [ ]を受けることにより、通常 of 社会生活を送ることができる人はいる。しかし、それはあくまでも「[ ]を受けることが確実にできる」ということが前提である。そもそも[ ]を受けることができなければ、通常 of 社会生活など送れないのである。

また、[ ]は、[ ]に陥った患者が[ ]になることを防止するために行われるものであるが、請求人は、生命維持のために今後も[ ]（[ ]）の[ ]が必要とされている。他に、請求人は、[ ]（[ ]）の基礎疾患として[ ]を有しており、[ ]の治療（[ ]）も併せて行わなければならない。

- イ 審査請求書で述べたとおり、これらの治療を行うための費用を賄うだけの具体的収入は、請求人はない（この点について処分庁が争ったことは一度もない。処分庁が主張しているのは、請求人が「警察から暴力団員と認定されている」との事実から「暴力団員であれば違法・不正な利益を得ている」と判断している（思いこんでいる）だけであって、請求人が現に違法・不正な利益を得ているとの証拠はどこにもない。）。そうすれば、退院したとの一事をもって生活保護を廃止してしまえば、必然的にこれらの治療を受けることができず、「生存が危うい状況」に陥ることは明らかである。これらのことからすれば、請求人が「社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫」しているといえるのは明らかである。

- (2) 処分庁は、請求人が仮の義務付け申立てに対する平成[ ]年[ ]月[ ]日の福岡高等裁判所宮崎支部の決定（平成[ ]年（[ ]）第[ ]号仮の義務付けの申立却下決定に対する即時抗告事件。以下「高裁決定」という。）を引用して、引き続きの保護が必要であれば、通常 of 生活保護の手続により要否判定することになると主張する。

しかしながら、以下に述べるとおり、処分庁の高裁決定の解釈は誤りである。

- ア そもそも、高裁決定のどこを読んでも、「引き続きの保護が必要であれば、通常 of 生活保護の手続により要否判定することになる」との判断は出てこない。
- イ 本件審査請求は、本件処分の違法・不当を争っている。すなわち、法は、「被保

護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない」として不利益変更禁止の原則を定めており（法第56条）、いったん開始された保護を停止又は廃止する場合については、①要保護性が消滅した場合（法第26条）、②指導指示等に違反した場合（法第62条第3項）、③立入調査を拒否し又は検診命令に違反した場合（法第28条第4項）の三つの場面しか想定していないところ、本件処分においては、請求人は、処分庁の指導指示等に違反したことはなく（②）、立入検査を拒否したことも、検診命令に違反したこともない（③）ので、①請求人の要保護性が消滅したかどうか問題となるのである。

一方、仮の義務付けでは、「その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第37の3第5項）にあたるかどうか問題となっている。これは行政庁がいまだ第一次的判断権を行使していない段階において、裁判所が義務付け判決をし、行政に対して作為義務を課すことを正当化しうるには、その不作為が単に違法と判断されるだけでは足りず、その違法が一見して明らかであることが認められる必要があるとの考え方によるものである。

したがって、そもそも本件審査請求と仮の義務付けでは判断の対象が異なるのであり（本件審査請求では要保護性が消滅したか否かだけが問題なのであり、本件処分が処分庁の裁量権の範囲内か否かが問題となっているわけではない。）、本件審査請求で高裁決定を引用することは誤りである。

また、高裁決定の時点では、請求人は[ ]をまだ受けておらず、警察の暴力団認定がいかにずさんであったかも明らかになっていない（警察の暴力団認定がずさんであったことの証拠は、高裁決定後に請求人から本案裁判所に提出している）。したがって、現時点において高裁決定を引用すること自体誤りである。

#### 4 請求人の口頭による意見陳述

請求人の申立てを受け、平成22年12月27日に実施した本件審査請求に係る口頭意見陳述において請求人が補充した主張は次のとおりである。

処分庁は、警察が暴力団員と認定しているから、という根拠だけで、本件処分を行っている。一方、警察の方も、特段理由を示すことなく暴力団員としている。もし、それで生活保護が受けられないのであれば、請求人に対し、暴力団に戻れという風に言っているとしか考えられない。しかしながら、請求人は決してそのようなことは望んでおらず、もし本当に暴力団からの支援があるのであれば、わざわざ審査請求や別件の裁判などしていない。

#### 5 本件処分の執行停止について

なお、本件審査請求と合わせて請求人から平成22年11月29日付けであった本件

処分に係る執行停止の申立てについては、処分庁の意見をしん酌の上、審査した結果、平成22年12月24日付けシレイ241-2121「執行停止申立てに対する決定書」のとおり、当庁の裁決があるまでの間、本件処分のうち、医療扶助に相当する部分についてその効力を停止し、その余の部分についての執行を停止しない旨決定しているところである。

## 6 審査庁の判断

### (1) 審査請求の趣旨及びその理由(1)、請求人の反論(2)及び口頭意見陳述における主張について

法第4条第1項の規定により、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされている。法第4条は、生活保護制度における原理原則の1つである保護の補足性の原理について規定したものであり、いかなる者であっても、保護を受けるためには同条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たすことが必要とされている。

そして、法第26条の規定により、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。「解釈と運用」によれば、ここでいう「保護を必要としなくなったとき」とは、被保護者が法第4条第1項に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなった場合をいうとされている。

ところで、暴力団員に対する生活保護の適用については、厳正な対応を行い、市民の理解と支持が得られるようにする必要があることから、「暴力団員に対する生活保護の適用について」(平成18年3月30日社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「厚生労働省通知」という。)により取扱いが示されているところであるが、この厚生労働省通知の1の(2)によれば、保護を申請した者が暴力団員である場合、保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況(生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。)にある場合を除き、申請を却下することとし、また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考えに基づき保護の廃止を検討することとされている。

このことを踏まえれば、急迫状況にあるとして生活保護を適用していた暴力団員について、その後急迫状況にないことが認められた場合、暴力団員は保護の要件を満たさないので生活保護を適用しないという原則に立ち戻り、保護の要件を満たさない当該暴力団員は保護を必要としないものとして、法第26条の規定により保護を廃止することになるものと判断される。

これを本件処分についてみると、処分庁は、適宜、宮崎県警察に請求人の暴力団員該当性について情報提供依頼を行っていること、宮崎県警察は処分庁に対し、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成12年9月4日警察庁丙暴暴一

発第14号警察庁暴力団対策部長通知。以下「警察庁通知」という。)に基づいて請求人の暴力団員該当性についての情報提供を行っていること及び処分庁はこの宮崎県警察からの情報提供に基づき、請求人を暴力団員と判断していることが認められる。宮崎県警察からの情報提供が警察庁通知に基づいて行われていることを踏まえれば、処分庁がこの宮崎県警察からの情報提供に基づいて請求人が暴力団員であると判断したことは合理的な裁量権の範囲内にあるものと判断される。

請求人は、本件処分については請求人の要保護性が消滅したかどうかが問題となるところ、請求人は稼働能力がなく、資産や収入がないことは明らかであるから、宮崎市における最低生活基準を下回っており、稼働能力及び資産の不活用はない旨主張するが、処分庁が暴力団員と判断した請求人については保護の要件を満たさず、急迫状況でない限り、保護を要しないものとして法第26条の規定により保護を廃止されるべきものと判断される。よって、■■■■市における最低生活基準を下回っていること並びに稼働能力及び資産の不活用がないことをもって請求人には要保護性があるとする請求人の主張は理由がない。

なお、請求人は、警察の暴力団認定がずさんである、特段理由を示すことなく請求人を暴力団員としている等、警察から提供される暴力団員該当性についての情報の正当性に関する主張もしているが、警察から提供される暴力団員該当性についての情報そのものが違法又は不当であるかどうかについては当庁の判断するところではないから、この点における請求人の主張は失当である。

## (2) 審査請求の趣旨及びその理由(2)及び請求人の反論(1)について

法第4条第3項の規定により、同条第1項及び第2項の規定による保護の補足性の原理は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされている。「解釈と運用」によれば、ここでいう「急迫した事由がある場合」とは、「生存が危くされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合」とされ、厚生労働省通知の1の(2)にある「急迫状況」もこれと同義であるから、保護の要件を満たさないものとする暴力団員が急迫状況にあると認められる場合、その状態が解消するまでの間は保護を適用するとする厚生労働省通知による取扱いは、法第4条第3項の趣旨に沿ったものと言える。

「解釈と運用」によれば、法第4条第3項は、法第1条に規定される法の目的に従えば当然導き出される解釈を特に明らかにした入念規定とされていることから、同項の運用にあたっては当然このことを踏まえて行われるべきであるが、その一方、「急迫状況」の安易な拡大解釈によって同項が運用されることになれば、生活保護制度の原理原則の1つである補足性の原理が実質的に損なわれて有名無実となる恐れもあるため、この点についても留意する必要がある。「解釈と運用」においても、「単に最低生活の維持ができないというだけでは、必ずしもこの場合(急迫した事由がある場合)に該当するとはいえない」とされているところである。

ただ、具体的にどのような場合が急迫状況に該当するのか、法令はもとより、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4

月1日社発第246号厚生省社会局長通知)、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)等、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準として厚生労働省が発出する関係通知にも示されていないため、保護の実施機関が個別に判断することになるが、少なくとも収入及び資産のないことのみをもって急迫状況であると判断されるものではない。

これを本件処分についてみると、次の事実が認められる。

- ア 処分庁は、平成22年4月に請求人が[ ]と診断されている医療機関からの検診書を受理していること。
- イ 請求人は、平成22年7月23日に[ ]病院を受診し、体調不良を訴え、検査の結果、同病院に入院することが決まったが、実際に請求人が入院したのは平成22年7月26日であること。
- ウ 処分庁は、平成22年7月28日に、請求人が急迫状況にあるとして、請求人が入院した平成22年7月26日から保護の適用を行う保護開始処分をしていること。
- エ 処分庁は、平成22年7月29日に[ ]病院において請求人の病状及び入院見込期間を確認していること。
- オ 処分庁は、平成22年8月9日に[ ]病院からの連絡により、請求人が平成22年8月6日に受けた検査の結果及び退院見込を確認していること。
- カ 処分庁は、平成22年8月16日に請求人が処分庁に来所した際、請求人から[ ]を開始することになった旨の報告を受けたこと。
- キ 請求人は、平成22年8月17日から[ ]を開始していること。
- ク 処分庁は、平成22年8月17日に、請求人が[ ]を開始することになったことを[ ]病院から確認していること。
- ケ 処分庁は、平成22年8月18日に、[ ]病院からの連絡により、請求人が同年8月13日及び8月17日に受けた検査の結果を確認していること。
- コ 処分庁は、平成22年8月31日に、請求人から、平成22年8月9日付けで再交付を受けている身体障害者手帳(等級が「1級」、障害名が「[ ]」と記載されているもの)の写しを受理していること。
- サ 請求人は、平成22年7月26日の入院直後は食事の摂取が十分できていない状況であったが、平成22年9月下旬の時点では1日3食の食事を概ね摂取できるまでに改善されていること。
- シ 平成22年9月22日に、請求人の主治医(当時。以下「主治医」という。)は、同年9月21日に請求人が受けた検査の結果等をふまえ、退院予定日を同年10月2日に決定していること。
- ス 処分庁は、平成22年9月30日に、請求人が同年10月2日に退院することになった旨、[ ]病院から連絡を受けていること。
- セ 請求人は、平成22年10月2日に[ ]病院を退院したこと。
- ソ 処分庁は、平成22年10月3日付けで本件処分を行っていること。
- タ 本件処分に係る決定通知書の決定理由には「平成22年10月2日に退院し、急迫状態を脱したため、生活保護を廃止する」と記載されていること。

上記認定事実をふまえて判断するに、まず、上記イのとおり、請求人は平成22年7月23日に[ ]病院を受診して体調不良を訴えるも、実際に入院したのはその3日後であることが認められることから、少なくともこの時点では生死を争うような緊急の状態まではなかったものと判断される。また、上記ウのとおり、処分庁は平成22年7月26日に請求人が入院した時点における請求人の状況を急迫状況にあると判断したものと認められることから、本件処分時において処分庁が請求人を急迫状況にないとは判断したことに違法又は不当な点がなかったかどうかについては、この入院時点における請求人の状況が相対的な意味において1つの判断材料になるものと考えられる。

次に、上記スのとおり、処分庁は、平成22年9月30日に、請求人が平成22年10月2日に[ ]病院を退院する予定であることを確認し、上記セのとおり、請求人が平成22年10月2日に同病院を退院したことを受け、上記ソのとおり、平成22年10月3日付けで請求人が退院し、急迫状況を脱したことを理由として本件処分を行っていることが認められる。また、上記サのとおり、請求人は平成22年9月下旬の時点で1日3食の食事を概ね摂取できるまでに栄養摂取の状況が改善し、上記シのとおり、同年9月22日には請求人の退院予定日が同年10月2日に決定されていることが認められることから、本件処分時における請求人の健康状態は、処分庁が急迫状況にあると判断した上記イの入院当初と比べても、入院継続の必要性がなくなる程度に改善された状況にあったものと判断される。

しかしながら、上記キのとおり、請求人は、平成22年8月17日から[ ]を開始し、上記クのとおり、処分庁も同日、この事実を確認していることが認められる。上記アのとおり、請求人は上記イの入院以前から[ ]と診断されており、また、上記コのとおり、請求人は身体障害者手帳により[ ]と認定されていることからすれば、いったん開始された[ ]が再び不要となるまでに[ ]機能が回復することは見込まれないと考えられることから、請求人は、[ ]江南病院を退院した場合であっても、退院後も[ ]を継続する必要がある、また、処分庁もそのことを認識し得る状態にあったと判断される。

[ ]を必要とする者が[ ]を受けられなかった場合の生命の危険性について、具体的な所要日数こそ一概には言えないものの、その危険性の早期到来がかなりの確実性をもって言えることは争いのないところである。また、当庁の調査によれば、主治医は、請求人が[ ]を受けられない場合、1週間で要入院状態に陥ることは明らかであるとの所見であったことが確認されている。上記見解や主治医の所見をふまれば、[ ]が必要な状態であることが即、急迫状況にあたるものではないが、たとえ請求人の健康状態そのものが入院継続を要しない程度に回復していたとしても、[ ]を必要としているにもかかわらずこれを受けることができない状態である場合は、急迫状況の定義にいうところの、「社会通念上放置しがたい程度に状況が切迫している場合」に該当する可能性が極めて高いものと考えられる。また、処分庁においては、上記イの入院時点における請求人の状態を急迫状況と判断していることと比較しても、そのように考えてしかるべきものと判断される。

したがって、先に述べたとおり、処分庁は請求人が退院した後も[ ]の継続を

必要とすることを認識し得る状態にあったと認められるから、請求人の退院後、保護の適用がなくとも、請求人が[ ]を継続できる状態であるかどうか調査の上で、請求人が急迫状況でなくなったかどうかの判断をすべきところ、本件処分前にこれを行った事実は認められない。よって、この点において本件処分は不当であり、この限りにおいて取消しを免れない。

なお、請求人は罹患する疾病の治療上、[ ]の必要性が認められるものの、[ ]を行わないことそのものが直接、急迫状況にあると判断されるものではないから、この点における請求人の主張は理由がなく、このことをもって本件処分を取り消す理由とはならない。

また、請求人は、請求人の住居であるボランティア団体の管理する建物が住居として提供できなくなるおそれがあり、そうなった場合は、請求人は、路上生活者とならざるを得ず、このことは急迫状況にあると主張するが、本件処分時において、現実に請求人が住居を喪失した具体的な事実は認められないことから、この点における請求人の主張は理由がなく、このことをもって本件処分を取り消す理由とはならない。

### (3) 結論

以上のとおり、本件審査請求において、審査請求の趣旨及びその理由(1)については理由がないが、(2)について一部理由があると認められる。よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

### (教 示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に再審査請求をすることができる。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分について、処分の取消しの訴えを処分庁を被告として提起することができる。なお、この裁決の取消しの訴えを宮崎県を被告として(被告の代表者は宮崎県知事となる。)提起することができる。